

## 第2章

## 観光立国の実現と美しい国づくり

### II

### 第2章

### 観光立国の実現と美しい国づくり

### 第1節 観光をめぐる動向

#### 1 観光立国の意義

観光は、少子高齢化・人口減少が進む我が国において、国内外との交流人口・関係人口の拡大を通じて地域活性化を可能にし、地域経済・日本経済の発展をリードする戦略産業である。

地域住民と観光客双方の満足度の向上を図りながら、日本の魅力・活力を次世代にも持続的に継承・発展させていく観光の実現に向けて、引き続き、政府一丸となって取り組む。

#### 2 年次報告の実施

観光白書は観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光に関して講

じようとする施策について、毎年国会に報告しているものであり、令和7年版観光白書は、令和7年5月に閣議決定・国会報告した。

### 第2節 観光立国の実現に向けた取組

観光立国の実現に向け、中長期的視点に立って講ずべき様々な施策を盛り込んだ「明日の日本を支える観光ビジョン」や、四次にわたって策定してきた観光立国推進基本計画等に基づき、政府一丸となって観光施策を推進してきたところである。

今般策定された新たな観光立国推進基本計画（令和8年3月27日閣議決定）も踏まえ、「観

光の持続的な発展」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」、「観光と交通・まちづくりとの連携強化」及び「新技術の活用・本格展開」を軸として、インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立、国内交流・アウトバウンド拡大、観光地・観光産業の強靱化に取り組んでいく。

#### 1 インバウンドの戦略的な誘客と住民生活の質の確保との両立

##### （1）混雑・マナー違反等の個別課題への対応

力強い観光需要を背景に、依然として都市部を中心とした地域への観光客の偏在傾向が見ら

れ、また、一部の場所・時間帯によっては、過度の混雑やマナー違反により、住民生活に支障が及んでおり、その対応が急務となっている。



【関連リンク】  
「令和6年度観光の状況」及び「令和7年度観光施策」（観光白書）について  
URL : [https://www.mlit.go.jp/kankochu/news02\\_00041.html](https://www.mlit.go.jp/kankochu/news02_00041.html)

このため、令和5年10月に観光立国推進閣僚会議において決定した「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づき、観光客向けの移動手段などの受入環境の整備・増強、混雑状況の可視化などによる需要の分散・平準化、マナー違反行為の抑制をはじめ、各地域の実情に応じた意欲的な取組を総合的に支援した。

## （2）地方誘客の推進による需要分散

### ①観光地域づくり法人（DMO）を核とする観光地経営

観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う観光地域づくり法人（DMO）を司令塔とする観光地域づくりを推進するため、令和8年4月1日時点で350団体（登録DMOが326団体、候補DMOが24団体）を登録するとともに、観光地域づくり法人に対する各種情報提供や観光地域づくり法人の体制強化の取組に対する支援を行った。

### ②地域周遊・長期滞在の促進

地方部での滞在の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、旅行者の地域周遊・長期滞在を持続可能なあり方で促進するため、調査、戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境の整備、旅行商品の流通環境の整備、プロモーション等、地域が一体となっていく取組を支援した。また、これら取組に対する助言をするため、地域への専門家派遣を支援した。

また、訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）を把握し、周遊ルートの分析や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに活用できる訪日外国人流動データ（FF-Data）を公表した。

### ③訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進

観光による地方創生や訪日外国人旅行者の旅行消費額の拡大を目指し、消費単価の高い高付加価値旅行者の誘致促進に取り組む全国14のモデル観光地に対して、各地域のマスタープランに基づくコンテンツの磨き上げやプロモーション等の取組を支援している。

### ④戦略的な訪日プロモーション

令和7年における訪日外国人旅行者数は過去最高となったところであるが、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日策定）で掲げる令和12年までに訪日外国人旅行者数6,000万人の目標達成を見据え、日本政府観光局を通じ、ウェブサイト・SNS、旅行会社やインフルエンサー等を活用し、インバウンド市場の多様化に向けて戦略的な訪日プロモーションを実施している。

### ⑤観光資源の磨き上げ

訪日外国人旅行消費額の向上や地方誘客の促進に向け、地域固有の歴史・自然・食・文化等の地域資源を活用した観光コンテンツの造成・磨き上げ等を行った。



【関連リンク】  
観光地域づくり法人（DMO）  
URL : [https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku\\_seido/dmo/index.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/dmo/index.html)



【関連リンク】  
訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進  
URL : [https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku\\_seido/kihonkeikaku/inbound\\_kaifuku/kofukakachi.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kaifuku/kofukakachi.html)



【関連リンク】  
日本政府観光局（JNTO）HP  
URL : <https://www.jnto.go.jp/>



【関連リンク】  
日本政府観光局（JNTO）グローバルサイト HP  
URL : <https://www.japan.travel/en/>

### ⑥サイクリング環境向上によるサイクルツーリズム等の推進

インバウンド効果を全国へ拡大するために、サイクルツーリズムの推進や自転車を活用した観光地域づくりは有望であるものの、サイクリストの受入環境や走行環境の整備は不十分な状況である。このため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、走行環境整備、受入環境整備、魅力づくり、情報発信に取り組んでいる。

また、国内外のサイクリストの誘客を図るため、日本を代表し、世界に誇り得るサイクルルートを国が指定する「ナショナルサイクルルート制度」を創設し、令和元年11月につくば霞ヶ浦りんりんロード、ビワイチ、しまなみ海道サイクリングロード、3年5月にトカプチ400、太平洋岸自転車道、富山湾岸サイクリングコースをナショナルサイクルルートとして指定した。

### ⑦ MICE 誘致の促進

MICEの更なる誘致・開催に向け意欲的な地方都市に対する専門家の支援プログラムや誘致ノウハウの提供、海外MICEイベント等への出展支援を行った。また、MICE開催ニーズの変化に対応するためMICE施設の受入環境の整備を推進するとともに、ユニークベニユーの活用等、MICE開催地としての魅力向上のための実証事業を実施した。さらに、MICEの総消費額等の算出、MICE施設におけるコンセッション導入に向けた支援に取り組んだ。

### ⑧快適な旅を実現する環境の整備

バスタプロジェクトの全国展開を推進している。その際、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS等の新たなモビリティサービスにも対応可能な施設としている。

「道の駅」において、観光等、更なる地方創生に向けた取組を官民の力を合わせて実施している。訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、観光地と連携した道路案内標識の改善等に取り組んでいる。

高速道路会社等において、地域振興や観光振興のため、周辺地域や観光関係事業者等と連携し、一定の期間及びエリア内の高速道路が乗り降り自由となる観光周遊パス<sup>注1</sup>を販売している。

### ⑨クルーズの持続的な成長に向けた取組

「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の基本方針や目標を掲げた「観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）」に基づく訪日クルーズ本格回復への取組を進めた結果、2025年（1月～12月）速報時点では「訪日クルーズ旅客176.6万人」、「外国クルーズ船の寄港回数2,352回」、「外国クルーズ船が寄港する港湾数93港」となった。具体的には、港湾管理者等が実施するクルーズ船受入機能強化やクルーズ船寄港促進に資する取組等ハード・ソフト両面からの支援に加え、「全国クルーズ活性化会議」等と連携したシンポジウムや市民向けのイベント、海外船社とのクルーズセミナー等を実施した。また、7年7月に「日



【関連リンク】  
サイクルツーリズムの推進 モデルルート | GOOD CYCLE JAPAN | 国土交通省  
URL : [https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/model\\_route/](https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/model_route/)



【関連リンク】  
ナショナルサイクルルート | GOOD CYCLE JAPAN | 国土交通省  
URL : [https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/national\\_cycle\\_route/](https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/good-cycle-japan/national_cycle_route/)

**注1** 観光周遊パスは、従来平均約3割であるところ、令和4年11月からは、平日のみの利用を対象として合計で約4割お得となる拡充措置を実施している。

本のクルーズ市場の持続的発展へ向けた有識者検討会」において、12年までに日本人のクルーズ人口100万人を目指すとともに、新規のクルーズ旅客数や日本発着クルーズにおける外国人旅客数の着実な増加を目指す旨の取りまとめを実施した。

#### ⑩快適な公共交通機関等の利用環境の実現

「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」に基づき実施している外国人観光旅客利便増進措置については、令和7年4月に同措置を講ずべき区間等として、鉄道249区間・バス265区間・旅客船36区間・旅客船ターミナル3港・エアライン17事業者・空港ビル64空港を指定しており、公共交通事業者等から外国人観光旅客利便増進実施計画が提出され、交通サービスインバウンド対応支援事業等を活用して取組を進めている。

また、観光客の大型手荷物による公共交通機関等の混雑等の課題の解決に向けて、日本政府観光局と連携して、手ぶら観光のウェブサイトを活用して手ぶら観光カウンター認知度向上を図るとともに、手ぶら観光カウンターを18件新たに認定した。

#### ⑪ストレスフリーな観光の推進

観光地や公共交通機関等における多言語対応、無料公衆無線LAN環境、公衆トイレの洋式化・高機能化、多様な移動手段の整備等に対する支援を行った。また、外国人旅行者向け消費税免税制度について、地方部免税店数の拡大も含めた利用促進や、「リファンド方式」への移行に向けた必要な情報の周知広報等に取り組んでいる。さらに「道の駅」について、外国人観光案内所のJNTO認定取得や多言語表示の整備等のインバウンド対応を促進し、地域のインバウンドの受入拠点とする取組を推進した。

## 2 国内交流・アウトバウンドの拡大

### （1）新たな交流市場・観光資源の創出

地域との新たな関係構築の推進や、反復継続的な来訪の促進を通じて関係人口の創出を図る「第2のふるさとづくり」を、個人及び企業の2方向で促進し、新たな交流市場の開拓に向けてモデル実証を実施した。

### （2）ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者等の旅行需要を喚起するため、ユニバーサルツーリズムの促進に向けた調査検討等を行った。さらに、宿泊施設等のバリアフリーに必要な施設整備等を支援した。

### （3）東日本大震災からの観光復興

福島県では教育旅行や外国人のべ宿泊者数の回復に課題が残ることから、同県における観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資するホープツー

リズム等の滞在コンテンツの充実・強化や国内外へのプロモーション等の取組に対して支援を行っている。

また、ALPS処理水の海洋放出による風評への対策として、海の魅力を高めるブルーツーリズムの推進を目的として、海水浴場等の受入環境整備やプロモーションの実施等の取組に対して支援を行っている。

### （4）アウトバウンドの促進

令和7年の出国日本人数は、約1,473万人となり、コロナ禍以降年々回復傾向にある。観光庁ではアウトバウンドの促進に向けて、旅行会社と学校等が連携した教育的な付加価値の高いプログラム開発を通じた海外教育旅行の促進や、政府観光局等と連携した普及啓発を実施している。



### 3 観光地・観光産業の強靱化

#### (1) 観光DXの推進

先進的な技術の活用を図りながら観光分野のDXを推進することにより、旅行者の利便性向上及び周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等に向けた取組を行った。

#### (2) 観光地・観光産業の担い手の確保

観光庁では、観光産業における人材不足の解消に向けて、外国人人材の活用（ジョブフェア等）も含めた国内外の人材の採用活動支援、宿泊施設における省人化のための設備投資支援や取組事例の展開といった取組を実施した。

#### (3) 観光関係の規制・制度の適切な運用及び民泊サービスへの対応

平成30年1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき導入された地域通訳案内士制度について、市町村及び都道府県とも連携して育成を推進し、令和7年4月1日時点で42地域にて導入し、4,031名が登録されている。

また、旅行サービス手配業の登録制度につい

て、登録行政庁である都道府県等とも連携して制度周知を図り、同年4月1日時点で3,243社の登録がなされている。

また、「住宅宿泊事業法」に基づく住宅宿泊事業の届出住宅数は、令和8年3月13日時点で39,575件となった。7年度は、住宅宿泊事業などの民泊について、「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」等の議論を踏まえて関係省庁と連携し、各種民泊の適切な運営の確保に向けた取組を実施した。

#### (4) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

外国人患者を受け入れる医療機関について、令和7年度に2,721（うち都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は2,013）の医療機関をリスト化し、情報発信を行うとともに、多言語案内機能等の整備に対する支援を行った。また、引き続き外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、旅行保険への加入を促進した。

## 第3節 良好な景観形成等美しい国づくり

### 1 良好な景観の形成

#### (1) 景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体は令和8年3月末時点で828団体に増加し、景観計画は683団体で策定、景観計画に基づく重点的な取組は432団体で進められるなど、良好な景観

形成の取組が推進されている。また、「屋外広告物法」に基づく条例を制定している景観行政団体は、同年4月1日時点で237団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。



【関連リンク】  
外国人患者を受け入れる医療機関の情報  
URL : [https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08\\_00031.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics08_00031.html)



【関連リンク】  
景観まちづくり  
URL : [https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi\\_townscape\\_tk\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000021.html)

### (2) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興等の観点から、新設電柱の抑制、低コスト手法の普及、事業期間の短縮等により、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進している。

### (3) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を中心に、地域資源を活かした景観美化や修景等を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。令和8年3月末現在149ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

### (4) 水辺空間等の整備の推進

地域の景観、歴史、文化、観光基盤等の「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を目指す「かわまちづくり」、河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の緩和措置」や更なる規制緩和に向けた社会実験「RIVASITE」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により、水辺空間を活用した賑わいの創出を推進している。

また、下水処理水のせせらぎ水路としての活用等を推進し、水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

図表Ⅱ-2-3-1 かわまちづくり（北海道砂川市、静岡県伊豆の国市）



(北海道砂川市)



(静岡県伊豆の国市)



脱・電柱社会 キーワードは低コスト化！  
URL : <https://www.youtube.com/watch?v=w0sJdcjKlh4>

## 2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

### (1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園等の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園等（22か所）の整備及び維持管理を行っている。令和7年度には、首里城正殿の復元整備工事等を実施した。

### (2) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防関係施設（令和7年12月31日現在、重要文化財3件、登録有形文化財218件）については、土砂災害を防止する施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源として位置付け、環境整備を行うなどの取組を推進している。

### (3) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり

法）」に基づき、100市町（令和8年3月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組を支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

### (4) グリーンインフラの活用推進

グリーンインフラ（自然の多様な機能を活用した社会資本）の活用推進により、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上を目指す。令和7年度は、グリーンインフラの導入を目指す地域を対象に技術的・財政的支援を行うとともに、企業によるグリーンインフラ関連技術の地域実証を支援した。さらに、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動を通じて、グリーンインフラの社会実装に取り組んだほか、8年1月にはグリーンインフラの更なる実装に向けた全体の方向性を提示するため、「グリーンインフラ推進戦略2030」を策定・公表した。



【関連リンク】

国営公園

URL : [https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_kokuei.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_kokuei.html)



【関連リンク】

首里城公園

URL : <https://oki-park.jp/shurijo/fukkou/>



【関連リンク】

～我が国の歴史的な砂防施設を紹介します～

URL : [https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_fr\\_000014.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000014.html)



【関連リンク】

歴史まちづくり

URL : [https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi\\_history\\_tk\\_000010.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html)



【関連リンク】

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム

URL : <https://gi-platform.com/>



【関連リンク】

グリーンインフラ推進戦略 2030

URL : [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei\\_environment\\_tk\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000017.html)